

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(毎日が休日に当たるときは、その翌日)

土地改良事業の認可  
基本測量の実施

開発行為に関する工事の完了

## 目次

## 規則

△規則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則  
△告示 身体障害者福祉法による医師の指定

生活保護法による指定医療機関の休止  
生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

保険薬剤師の登録

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも  
被爆者一般疾病医療機関の指定

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

土地改良区の解散

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

## 鳥取県規則第六十八号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の  
一部を次のように改正する。

### 第二十六条の表中

いわな及びやまめ	九月一日から三月三十一日まで
かわます及びにじます	十月一日から一月末日まで

を  
いわな、やまめ、かわ  
ます及びにじます  
十月一日から翌年一月末日まで  
に改める。

第三十一条の表漁具又は漁法の種類の欄中、「わかさぎ」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。—
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

内科	内科	診療科目	氏名	勤務先又は居住地
岡本公男	田中亮太郎	整形外科	金谷拓郎	岩美郡岩美町大字浦富六五二〇 岩美町国民健康保険岩美病院 鳥取市江津七三〇
"	"	内科	岸田剛一	"

鳥取県告示第八百四十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

江尾診療所	名称	所在地	休止年月日
		日野郡江府町江尾一九四四番地	昭和五十二年九月十七日

内科	佐々木清博
外科	森尾哲

鳥取県告示第八百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
野坂歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二番地	昭和五十二年九月十五日
氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
谷 本 定 雄	鳥糞第三五七号	昭和五十二年十月三日

## 鳥取県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野坂歯科医院	米子市福市一七二五番地一	昭和五十二年九月十六日

## 鳥取県告示第八百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六	全国	昭和五十二年十月十五日

## 鳥取県告示第八百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるも

のを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷本定雄	鳥園葉第三五七号	昭和五十二年十月三日
田中淑子	鳥園葉第三五八号	昭和五十二年十月十一日

### 鳥取県告示第八百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一条）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和二十五年十月十五日	循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇の一

鳥取県告示第八百五十号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条の規定に基づき、

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者のお住みの住所
鳥取県 第四三三号	粉末こうら	五・〇かにがら	境港市佐斐神町二八番地一 境港市昭和町七番地一 株式会社 上野
鳥取県 第四三四号	粉末	四・〇かにがら	りん酸全量
鳥取県 第四三五号	粉末	四・〇かにがら	りん酸全量

鳥取県告示第八百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。									
昭和五十二年十月二十一日									
鳥取県知事 平 林 鴻 三									
登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	及 生産業者 び 名 称	の住 所	登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	及 生産業者 び 名 称	の住 所
鳥取県 第四一六号	四・〇かにがら 粉末一号	窒素全量 りん酸全量	四・〇	境港市大正町 一一六の四番地	鳥取県 第四一七号	四・〇かにがら 粉末二号	窒素全量 りん酸全量	四・〇	境港市大正町 一一六の四番地
東伯梨複合肥料 一号	窒素全量 うち アンモニア性窒素七・〇	一〇・〇	株式会社 小林商店	東伯郡東伯町徳万 五五八の一番地	東伯梨複合肥料 一号	窒素全量 うち アンモニア性窒素七・〇	一〇・〇	株式会社 小林商店	東伯郡東伯町徳万 五五八の一番地
水溶性加里 七・〇	可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 四・八	六・〇	組合長理事 中本 基	東伯町農業協同組合	水溶性加里 七・〇	可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 四・八	六・〇	組合長理事 中本 基	東伯町農業協同組合

鳥取県

第三九七号  
二号

東伯梨複合肥料窒素全量

九・〇

うち  
アンモニア性窒素六・〇りん酸全量  
うち  
可溶性りん酸 八・〇うち  
水溶性りん酸 六・〇うち  
可溶性りん酸 八・〇うち  
水溶性りん酸 四・八うち  
水溶性りん酸 六・〇うち  
水溶性りん酸 四・八うち  
水溶性りん酸 六・〇うち  
水溶性りん酸 七・〇うち  
水溶性りん酸 五・〇・〇うち  
水溶性苦土 一〇・〇うち  
水溶性苦土 一〇・〇

鳥取県 第四一九号	八東梨複合肥料 窒素全量 うち アンモニア性窒素四・九 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性りん酸 水溶性加里 六・六	マグカル 混合石灰フミン アルカリ分 く溶性苦土 八頭郡八東町大字才代 一五七の一番地 八東町農業協同組合 組合長理事 倉見 誠一	鳥取市末広温泉 七二四番地 鳥取県經濟農業協同 組合連合会 会長 磯江義博
--------------	---	---	---

## 鳥取県告示第八百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

志津土地改良区

大瀧土地改良区

米子市夜見土地改良区

下和田土地改良区

小町土地改良区

## 鳥取県告示第八百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十九日付けで西伯郡中山町羽田井二〇五番地の二池信正美ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（上中山地区開拓地整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良（上中山地区開拓地整備）事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

- 昭和五十二年十月二十六日から二十日間**
- 三 縦覧に供する場所**  
中山町役場
- 四 異議の申立て**  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十四号**  
昭和五十二年七月二十五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（反田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年十月二十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**  
昭和五十二年十月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**  
名和町役場
- 四 異議の申出**  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十六号**  
昭和五十二年八月十二日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（柄原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 昭和五十二年十月二十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十二年十月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
若桜町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百五十七号

昭和五十二年八月十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（北村地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百五十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神戸上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

## 二 作業期間

昭和五十二年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

## 三 作業地域

昭和52年10月25日 火曜日

## 鳥取県公報

第4895号 (第三種郵便物認可)

米子市、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

## 鳥取県告示第八百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月三十一日 鳥取県指令受米土維第四百四十一号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市荒神前

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原五五七番地一

米子住宅産業株式会社

代表取締役 宇山弘昭